

オンライン交流事業等参加規約

1. 目的

新型コロナウイルス感染症による外出自粛の状況等を踏まえ、子育て親子の孤立化を防ぐため、船橋市南本町子育て支援センター及び船橋市高根台子育て支援センター（以下、「子育て支援センター」という。）においてオンラインでの交流会、相談、講座等の事業を実施する際の参加者について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

- (1) オンライン交流事業 子育て支援センターが、就学前の乳幼児と保護者及び妊娠中の方を対象として、WEB会議サービスを利用して実施する交流会、相談、講座等の事業（以下「オンライン事業等」という。）
- (2) Cisco Webex Meetings（シスコウェブエクスマーティンクス）
オンライン事業等を実施する際に使用するWEB会議サービス（クラウド型ビデオ会議サービス）
- (3) 利用者 オンライン事業等におけるWEB会議サービスを利用するすべての者
- (4) 参加者 利用者のうち、オンライン事業等に申し込んだ参加する就学前の乳幼児と保護者及び妊娠中の方
- (5) インターネット回線 利用者が電気通信事業法にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる、電気通信サービス

3. Cisco Webex Meetings の利用

オンライン事業等は、Cisco Webex Meetings を使用して行う。Cisco Webex Meetings の利用にあたっては、別途 Cisco Webex Meetings の利用規約が適用される。また、オンライン事業等参加中は、Cisco Webex Meetings 上で顔・ユーザー名（表示名）が公開された状態となる。参加者が同意のうえ、本規約をよく確認し利用すること。Cisco Webex Meetings の利用にあたり、発生した損害について船橋市は一切の責任を負わないものとする。

4. オンライン事業等の内容

船橋市がやむを得ないと判断した場合、本イベントの内容の一部または全部を中止とする場合がある。

5. 必要な環境

- (1) 参加者は、Cisco Webex Meetings の利用で必要となるインターネット回線、インターネット回線に接続できる端末（パーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット等）及び同端末で使用するWEBカメラ、マイク、スピーカー等の環境を準備し、又、利用に係る費用は参加者の負担とする。ただし、船橋市が必要と認めた参加者については、可能な範囲で、船橋市地域子育て支援課及び子育て支援センターにおいて必要な環境を貸与する。

- (2)参加者は、使用する端末（OS）に応じて必要な Cisco Webex Meetings のソフトウェアをあらかじめインストールする。
- (3)参加にあたっては、参加者が準備したインターネット回線及び環境に不具合があった場合、オンライン事業等に参加できないことをあらかじめ書面等にて承諾するものとする。
- (4)船橋市地域子育て支援課及び子育て支援センターから必要な環境の貸与を受ける場合、参加者は船橋市役所本庁舎3階にある船橋市地域子育て支援課及び各子育て支援センターにて必要な環境を利用しなければならない。
- (5)船橋市地域子育て支援課及び子育て支援センターから必要な環境の貸与を受ける場合、就学前の乳幼児及び児童、生徒の参加者は利用できない。

6. ID等の管理

- (1)参加者は、Cisco Webex Meetings の提供者が定める規約等を遵守し、Cisco Webex Meetings の利用に係るID及びパスワード（以下「ID等」という。）を、オンライン事業等に参加しない第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならない。
- (2)ID等の管理不十分、使用上の過誤、及び第三者の不正使用等による損害の責任は、その一切を参加者が負うものとする。
- (3)参加者がID等を紛失し、又は盗まれたとき、及びそれが原因で第三者にCisco Webex Meetings の不正利用、又はCisco Webex Meetings 用システムへ不正アクセスされていることを知ったときには、直ちに船橋市地域子育て支援課にその旨を連絡するとともに、船橋市地域子育て支援課から指示がある場合は、これに従うものとする。

7. 禁止事項

参加者は、次に規定する事項を行ってはならない。これらに違反した場合、船橋市は、参加者をオンライン事業等から強制退去したり、以後の参加を断ることがある。

なお、参加者の違反行為による損害の責任は、その一切を参加者が負うものとする。

- (1)有害なコンピュータプログラム等を、送信または書き込む行為
- (2)第三者の著作権、肖像権、その他の知的財産権を侵害する行為
- (3)第三者を差別、誹謗中傷、脅迫し、又は名誉を傷つけるような行為
- (4)オンライン議会見学会の映像、写真、音声をSNSなどに投稿する行為
- (5)第三者の財産、又はプライバシーを侵害する行為
- (6)事実に反する情報、または意味のない情報を書き込む行為
- (7)公序良俗に反する内容の情報、文章及び図形等を、他人に公開する行為
- (8)Cisco Webex Meetings の利用に不要な個人情報を他人に公開する行為
- (9)未成年者のみでCisco Webex Meetings を利用する行為
- (10)その他法令に違反する行為
- (11)Cisco Webex Meetings の提供者が定める規約等に違反する行為

8. 賠償責任

オンライン事業等に関連して参加者と第三者との間に紛争が発生した場合には、参加者は、

自身の責任と費用で当該紛争を解決するものとし、船橋市に損害を与えることのないようにする。

9. 免責事項

- (1) 船橋市は、オンライン事業等における Cisco Webex Meetings の利用に関して、参加者が被った損害又は損失等について、一切の責任を負わない。
- (2) 船橋市は、参加者がオンライン事業等における Cisco Webex Meetings の利用によって、他の参加者又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わない。

10. その他注意事項

- (1) 本事業等は、事業の特性上参加者の全員の肖像が画面上に表示される。
- (2) 当日は、報道の取材が入る可能性がある。撮影した映像・写真などは、放送・掲載される場合がある。
- (3) 本事業等に関する各種問合せは、船橋市地域子育て支援課 047-436-2407 まで連絡すること。
- (4) この参加規約に定めるもののほか、オンライン事業等の参加に関し必要な事項は、船橋市地域子育て支援課にて協議し、決定する。